

情報公開制度・個人情報保護制度 の実施状況をお知らせします

市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、「つくばみらい市情報公開条例」に基づく情報公開制度を実施しています。同時に、基本的な人権を守るため、市が保有している個人情報と、自己の個人情報を開示することを保障する「つくばみらい市個人情報保護条例」も制定しています。

この2つの条例の運用について、平成22年度の実施状況を公表します。

○情報公開制度

◆決定状況

「つくばみらい市情報公開条例」に基づく、公開請求に関する決定状況は左表のとおりです。公開請求件数6件のうち、公開・部分公開を決定したものが4件、非公開が2件という状況でした。これらについて不服申立てが2件出されました。

公開結果	件数
公開	0
部分公開	4
非公開	2
合計	6

◆請求先の内訳

公開請求先は次のとおりです。



市政治倫理審査会委員を公募します

市では、市長等（副市長・教育長）および市議会議員が、自己の地位を不正に行使用して、利益を図ることなく、全体の奉仕者として市民の信託に応え、市政の発展に寄与することを目的とした「つくばみらい市政治倫理条例」を制定しています。

条例では、政治倫理確立のため必要な事項の調査、審査その他の処理を行う政治倫理審査会の設置が規定されており、次のとおり公募します。

●職務内容

政治倫理確立のため必要な調査および審査

●応募資格

選挙権を有する市民

○個人情報保護制度

市長部局あてが5件（秘書広聴課1件、人事課1件、社会福祉課1件、建設課1件、特定事業推進課1件）、教育委員会あてが1件（学校教育課1件）という状況でした。

平成22年度における個人情報開示請求はありませんでした。

問 伊奈庁舎総務課 ☎58

2111（内線1213）

●応募人数

3人

●任期

2年（平成23年10月から）

●報酬など

市非常勤特別職の報酬および費用弁償条例による

●応募期間

6月20日（月）～7月22日（金）午後5時まで

●応募方法

履歴書に必要事項を記入し、伊奈庁舎総務課にお申し込みください。

申問 伊奈庁舎総務課 ☎58

2111（内線1214）

Vol.12

「男女がともに生きやすい社会をつくるために」 ～国が男女共同参画基本計画を策定～

男女共同参画社会を実現することは、男女ともに、生きやすい社会をつくることです。

女性は、人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、これらの分野における政策や方針の決定過程への女性の参画は極めて低く、男女共同参画基本法の制定から10年以上経った今も、大きな課題となっています。

女性の政治・経済活動への参画を国際比較する指標で見ると、日本は、109カ国中57位（平成21年度調査）で、国際的な評価においても多くの課題が指摘されています。

少子高齢化の進展、経済の長期低迷と閉塞感の高まりなど社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女がともに個性や能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

「男女共同参画社会の実現に向けて」

国が実施した男女共同参画世論調査（平成

19年度）において、今後、女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職は、「国会議員、都道府県議員、市町村議会議員」が51・6%と最も高く、次いで「企業の管理職」51・5%となっています。前回（平成14年度）の同調査と比較し、すべての分野で高い結果となりました。しかし、現実には、国会議員に占める女性の割合は、衆・参議員ともに、20%前後、管理職については、6%程度（平成21年度）です。

このため、国は、男女共同参画の形成が一層加速されるよう、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画を策定し、達成に向けての成果目標を設定しました。

「国会議員に占める女性の割合を、平成32年までに30%にする」「管理職に占める女性の割合を平成27年度末までに10%程度とする」「男女共同参画社会という用語の周知度を平成27年までに100%にする」など、具体的な数値を示すことにより、それぞれの分野において男女共同参画が積極的に推進されるよう働きかけを行うものです。

市においても、この計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいきます。

「チャンスをつかち、未来を拓こう」6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。